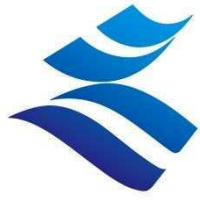


ヘルプカード 配布ガイドライン

令和元年9月11日

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課



目 次

1	ヘルプカードの概要について	… 1
2	ヘルプカードの配布について	… 2
3	普及啓発について	… 2
4	Q & A	… 2
5	参考	… 5

1 ヘルプカードの概要について

(1) 目的

「ヘルプカード」は、支援が必要な人が困ったときに支援を求めるためのもので、「支援が必要な人」と「支援できる人」を結ぶカードです。

支援が必要な人には、自分から「困った」とはなかなか伝えられない人がいます。支援が必要なのに、「コミュニケーションに障害があってそのことが伝えられない人」「困っていることそのものを自覚していない人」もいます。特に、災害時には、困りごとが増えることが想定されます。

一方、地域の人からは、何かあったとき、「どう支援したらよいかわからない」「障害のことがわからない」「困っているのでは？と気になるけれど、誰にその人のことを聞いたらよいかわからない」という声があります。

何かきっかけさえあれば、両者がつながることができます。

ヘルプカードは、そのきっかけをつくるものです。

(2) ヘルプカードの意義

「ヘルプカード」には、次のようなことが期待できます。

① 本人にとっての安心

「何かあったときに、理解してもらえる、手助けしてもらえる」という安心感があります。

② 家族、支援者にとっての安心

緊急連絡先等を本人が携帯していることは、家族や支援者の不安をやわらげます。

③ 情報とコミュニケーションを支援

緊急時に必要となる情報をあらかじめ備えもつことで、緊急時に支援してくれる人とのコミュニケーションのきっかけになります。

④ 障害に対する理解の促進

「ヘルプカード」が幅広く知れわたることで、「ヘルプカード」を必要としている人の存在や障害などへの理解を広めることができます。

(3) ヘルプカードの使い方

支援が必要な人が持ち歩くことにより、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などにヘルプカードを使い、支援を求めることができます。

(4) ヘルプカードの活用場面

「ヘルプカード」は、次のような場面で役に立ちます。

① 災害のとき

- ・災害が発生したとき
- ・災害に伴う避難生活が必要なとき

② 緊急のとき

- ・道に迷ってしまったとき
- ・パニックや発作，病気の時

③ 日常的にちょっとした手助けがほしいとき

(5) ヘルプカードの様式

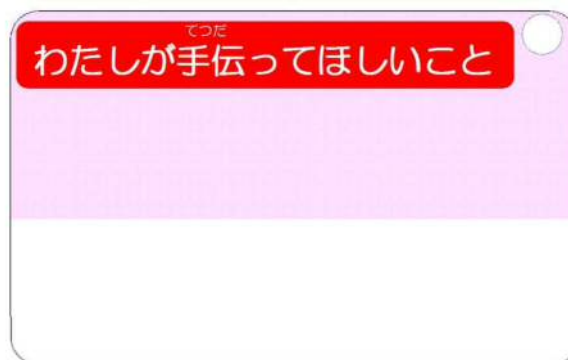
縦 5.4 cm × 横 8.5 cm (運転免許証サイズ)

(2) デザイン

(表)



(裏)



2 ヘルプカードの配布について

(1) 配布窓口

各市町村 (配布窓口は市町村で決定)
 各地域振興局・各支庁保健福祉環境部
 各支庁事務所
 ハートピアかごしま
 県障害福祉課

(2) 配布対象

義足や人工関節を使用している方，内部障害や難病の方，妊娠初期の方など，外見から援助等が必要なことが分からない方で，日常生活や災害時などにおいて，配慮や支援を必要とする方

※ 障害の有無，障害者手帳の有無は問いません。

(3) 配布方法

「ヘルプカード」の概要について説明し，趣旨を理解していただいた上で配布してください。

- ① 「ヘルプカード交付時に係るアンケート」により受け付けてください。

- ② 申込者1人につき、1枚までの配布としてください。
- ③ 配布は、無料です。
- ④ 配布に当たっては、障害者手帳などによる確認は不要です。
- ⑤ ヘルプカードは配慮や支援が必要であることを周囲に知らせるために使用するものであり、障害者手帳のように交通料金や施設利用料などの割引サービスの適用はありません。
このことを使用者に周知するため、ヘルプカードの配布時に、概要説明と併せて別添「配布用ちらし」を配布してください。

(4) ヘルプカードの管理方法

- ① 「ヘルプカード受払簿」により、配布状況を管理してください。
※参考様式を添付しますので、必要に応じて、適宜変更してください。

② 配布数の報告

配布数の管理のため、「ヘルプカード配布状況報告書」により、配布状況を県障害福祉課地域生活支援係に報告してください。

配布状況	報告期限	備 考
4～6月分	7月10日	報告期限が閉庁日の場合は、翌開庁日までに報告してください。
7～9月分	10月10日	
10～12月分	1月10日	
1～3月分	4月10日	

3 普及啓発について

「ヘルプカード」は、周囲の人の支援を促すことを目的としていることから広く県民の皆様や関係機関の方々に趣旨を理解していただくことが重要であると考えています。

このことから、県では「ヘルプカード」を利用している人が配慮や援助を得やすくなるよう普及啓発に取り組んでいくこととしていますが、ヘルプカードの普及啓発には、全県的な取組が必要ですので、配布窓口をお願いする市町村等においても、ポスター、チラシ、ホームページ、広報誌、イベント等を通じての周知に御協力ください。

4 Q & A

(1) 配布方法について

Q 1 配布対象は、「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から援助等が必要なことが分からない方で、日常生活や災害時などにおいて、配慮や支援を必要とする方」とありますが、腰が痛いなど一般に多くの方が患う体の不調の方も対象になりますか。

A 1 はい。

配慮や支援が必要な方が対象ですので、ヘルプカードの趣旨を理解した上で、配布を希望する方は配布の対象となります。

- Q 2 高齢者の方も配布の対象となりますか。
A 2 はい。
配慮や支援が必要な方で配布を希望する方は、配布の対象となります。
- Q 3 利用者本人ではなく、ご家族や支援者が代わってヘルプカードを受け取りにきた場合、配布してもよいですか。
A 3 はい。
配布に当たっては、利用者本人にヘルプカードの趣旨と適切な利用について説明していただくよう、案内してください。
- Q 4 ご家族の分として、複数のヘルプカードの配布希望があった場合、配布してもよろしいですか。
A 4 どなたの分を必要とされるのかを確認の上、必要な枚数を配布してください。
配布に当たっては、一人につき1枚、アンケートを記入してもらい、ヘルプカードの趣旨と適切な利用について、利用者本人それぞれに説明していただくよう案内してください。
- Q 5 紛失等で再交付の希望があった場合は、どのように対応すればいいですか。
A 5 再配布を希望する理由を確認の上、アンケートを記入してもらい、配布してください。
配布の際に、紛失等はしないように注意を促してください。
- Q 6 障害者支援施設等を利用している方は、施設の住所地の市町村と利用者の出身市町村のどちらに申し込むことになりますか。
A 6 どちらでも構いません。
- Q 7 障害者施設、障害者団体等から利用者や会員分をまとめて配布してほしいという申出があった場合は配布してもよいですか。
A 7 ヘルプカードを適切に利用していただくため、ヘルプカードの趣旨を理解していただいた上で配布することとしているため、利用者の住所地の市町村等の窓口で、直接、配布することを原則としています。
そのため、利用者・会員分をまとめて配布することは適当ではないと考えます。
- Q 8 ヘルプカードを郵送で配布することができますか。
A 8 郵送での配布希望がある場合は、必要事項を記入した「ヘルプカード交付申込書（郵送用）」と84円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、県障害福祉課地域生活支援係あて申し込むよう案内してください。

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県障害福祉課地域生活支援係

(2) 普及啓発について

Q 9 イベントや講演会等でヘルプカードを紹介する予定ですが、ポスター、チラシを提供してもらえますか。

A 9 在庫がある場合は、ポスター等を提供できますので、県障害福祉課までご連絡ください。

また、県ホームページにポスター及びチラシのデータを掲載していますのでご活用ください。

(3) その他

Q 10 妊娠初期、傷病の理由でヘルプカードを交付した場合は、不要になったヘルプカードを必ず返却してもらおうのですか。

A 10 ヘルプカードの返却は必須ではありませんが、交付時に返却への協力をお願いしてください。

Q 11 ヘルプカードの利用者が転出・死亡した場合の取扱いについて教えてください。

A 11 転出・死亡いずれの場合も、配布窓口での回収の必要はありませんが、ご本人やご家族から返却の申出があった場合は、受け取りをお願いします。

Q 12 返却されたヘルプカードはどうすればいいですか。

A 12 返却されたヘルプカードについては、再利用ができる状態であれば再利用し、再利用困難なものは廃棄してください。

Q 13 住民からヘルプカードについての問合せがあった場合は、どこで対応することになりますか。

A 13 対応できる範囲で、問合せの受けた窓口で対応してください。

対応できない場合は、県障害福祉課地域生活支援係までお問合せください。

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県障害福祉課地域生活支援係

[TEL:099-286-2746](tel:099-286-2746)

5 参考（ヘルプマークとは）

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、2012年に東京都が作成したマークです。

2017年7月に、JIS（案内用図記号）に追加されました。

（ヘルプマーク）

